

ビキニ核実験被害 今年のたたかい

米国が太平洋ビキニ環礁などで1954年に強行した水爆実験で被災した第五福竜丸以外の元マグロ漁船乗組員が原告となつて政府の責任を問うビキニ国賠訴訟。原告らは上告せず、一審・二審判決の成果を生かして救済のたたかいに全力をあげることを昨年12月19日、記者会見で明らかにしました。一審までの成果ひとかいで展望をみました。

じとじのた
(阿部忠士)

裁判は、ビニール核実験被害者の救済という大きなテーマでは、前進面がありました。一審の高知地裁判決に続き、二審の高松高裁判決は、元漁船員らの被ばくの事実は認定し、救済の必要性に言及しま

してきた太平洋核爆死支援センター事務局長の山下正寿さんは「一審、二審の裁判長が二キニ核実験被書は救済されない『未解決』だということを認めたのです。提訴後、原告の元漁船員5人が死んでしまったほかの原告も高齢化し体調不良を訴えている。二キニ核実験被害者の救済は義務です。司法から2度にわたって救済を促された立法府と行政府の責任は重いと思います」と語ります。

敵・立法の文

する会」(仮称)が結成される予定で、「元船員の医療保障と健康の回復、名譽の回復、さらには豊かな漁場と自然を守ることを求める会」と、全国的によひかけたいとしています。

陥の適用（労災認定）をめぐっては、本人と遺族1人が、2016年2月に全国健康保険協会に船員保険の適用を申請ましたが認められませんでした。厚生労働省の審査、再審査も昨年9月に棄却されました。

この裁定を不服として、こしと3月をめどに、国賠訴訟の原告団長で亡くなった増本和馬さんの妻・美保さんも遺族と計13人が高知地裁に保険適用を求める訴訟を新たに起こします。

行政・立法の対応急務

新たなたたかいについて
記者会見する原告団=昨
年12月19日、高知市

2016年2月に全国健康險協会に船員保険の適用を請しましたが認められませんでした。厚生労働省の審査再審査も昨年9月に棄却されました。

この裁定を不服として、とし3月をめどに、国賠訴の原告団長で亡くなった増和馬さんの妻・美保さんらの族と計13人が高知地裁に保険適用を求める訴訟を新たにこします。

「ヒキニ核被災訴訟を支える会」(仮称)が結成される予定で、「元船員の医療支援と健康の回復・名譽の回復さらには豊かな漁場と自然を守ることを求めて」と、今国的によびかけたいとしています。

■禁止条約に照らして

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、「核兵器使用の被害者(ヒバクシナヤ)および核実験の被害者にともなされた容認がない苦難と損害に留意」としていきます。

ヒキニ国賠訴訟をたたかつた元マグロ漁船員は、条約で、「核実験の被害者」です。核保有大国は核実験大国でもあり、世界各地に「容認しがたい苦難と損害」を受けた「核実験の被害者」がいます。

核兵器禁止条約は、核保有大国の圧力や妨害にもかかわらず、発効に必要な50カ国の大半分をこえる34カ国(1月13日現在)が批准。発効は時間の問題となっています。

条約として発効されれば、「核実験の被害者」への救済

島と長崎で原水爆禁止世界大会が開かれる節目の 本協議会 (日本原水協) ☎03(5842)6031